

始良市

児童通所給付 各種加算の 取扱い等について

Ver1.0

長寿・障害福祉課

2022年6月21日

内容

I 個別サポート加算（Ⅰ）について.....	2
II 個別サポート加算（Ⅱ）について.....	3
III 医療的ケア児 判定スコアについて.....	7
IV その他.....	11
参 考.....	14

はじめに

本書では、個別サポート加算をはじめ、市に申請いただき、受給者証に明記されることで加算対象となる各種加算に関し、手続等に必要な書類や一般的な流れについて、掲載しています。

内容は、発行時点のものであり、政省令の改正及び報酬改定等により内容等が変わる場合があります。

厚生労働省のホームページや県障害福祉課から送付される文書等についても必ず併せて確認ください。

令和4年10月以降、保護者の手続、窓口負担軽減のため、加算に関する書類については、加算を請求する事業所で作成いただき、計画相談支援員（相談支援事業所）を通じて提出いただく方式に変わります。

I 個別サポート加算（I）について

個別サポート加算については、これまで新規及び受給者証の更新手続きの際に、申請書とともに保護者から「児童通所支援調査シート」を提出いただくことにより、算定の手続きを行っていましたが、令和4年10月から、加算を請求する事業所により、個別サポート調査票を作成いただき、担当者会議やモニタリング等の際に、保護者、関係機関等との協議を勘案の上、計画相談支援事業所（計画相談支援員）を経由し、計画案とともに提出いただく流れとします。

新たな加算の認定の流れ（R4.10～）

通所事業所において、乳幼児等（又は就学児）サポート調査票を作成
（作成した調査票の内容について、保護者の了承（署名）を得る必要があります。）

- *1 複数事業所を利用している児童については、上限管理と同様の考え方で、利用日数が多い事業所が作成。
- *2 新規の児童については、相談支援事業所がアセスメントを基に作成。

作成したサポート調査票について、担当者会議やモニタリングにおいて、内容を確認し、保護者に承諾（署名）いただいた上で、計画相談支援員（相談支援事業所）を経由して市に提出

交付された受給者証に加算が記載されていることを確認の上、請求等を行う。

更新や利用開始後に個別サポート加算が必要なケースについては、通所支援事業所により作成し、保護者の承諾（署名）、モニタリングを経て、計画案又はモニタリングと併せて市に提出。

（参考）R4.9までの流れ

保護者が更新（新規）のサービス受給申請書と同時に児童通所支援調査シートを記し、市役所に提出

受給者証への記載・交付

Ⅱ 個別サポート加算（Ⅱ）について

個別サポート加算Ⅱについては、各事業所で作成する個別支援計画外、慎重な取扱いが必要となることから、ケースに応じて個別対応となります。

児童相談所とのケース会議の開催等、児相と直接のやりとりが発生しているケース等が、当該加算に該当するケースとなります。

対応については、個別にご相談ください。

就学児サポート調査・給付決定時調査 調査票 【放課後等デイサービス】

調査対象児童氏名	調査日時
----------	------

調査票記入者氏名	
(所属)	

【調査実施者の方へ】

- ①～④の項目に✓をつけるほか、別紙の「就学児サポート調査(行動関連16項目)留意事項」に沿って、⑤～⑳の行動関連項目の「判定結果欄」に✓をつけ、「サポート加算対象の判定」の要件に該当する場合は✓をつけてください。
- その調査結果について、「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。」という視点で判定し、給付決定時調査の項目に✓を付けてください。

サポート調査 調査項目	判定結果欄			給付決定時 調査項目と の対応
	介助なし	一部介助	全介助	
① 食事				項目①
② 入浴				項目②
③ 排泄				項目③
④ 移動				項目④
X	支援不要 (0点)	支援が 必要な 場合がある (1点)	常に支援が 必要 (2点)	給付決定時 調査項目と の対応
⑤ コミュニケーション				項目⑩
⑥ 説明の理解				項目⑩
⑦ 大声・奇声を出す				項目⑤
⑧ 異食行動				項目⑥
⑨ 多動・行動停止				項目⑤
⑩ 不安定な行動				項目⑤
⑪ 自らを傷つける行為				項目⑦
⑫ 他人を傷つける行為				項目⑦
⑬ 不適切な行為				項目⑦
⑭ 突発的な行動				項目⑤
⑮ 過食・反すう等				項目⑥
⑯ てんかん				項目⑤
⑰ そううつ状態				項目⑧
⑱ 反復的行動				項目⑨
⑲ 対人面の不安緊張・集団への不適応				項目⑩
⑳ 読み書き				項目⑪

個別サポート加算(Ⅰ)の対象の判定 ※以下のいずれかに該当	
○ ①～④の3以上が「全介助」になる。	
○ ⑤～⑳の✓の合計が13点以上になる。	

裏面に続きます。

給付決定時調査 調査項目	介助なし	一部介助	全介助	サポート調査との対応
① 食事				項目①
② 排泄				項目②
③ 入浴				項目③
④ 移動				項目④
 	なし	週1回以上	ほぼ毎日	サポート調査との対応
⑤ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動				項目⑦、⑨、⑩、⑭、⑯
⑥ 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む。)				項目⑧、⑮
⑦ 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為				項目⑪、⑫、⑬
⑧ 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する				項目⑰
⑨ 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる				項目⑱
⑩ 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしていない				項目⑤、⑥、⑲
⑪ 学習障害のため、読み書きが困難				項目⑳
※ 通常の発達において必要とされる介助等は除く。				
保護者確認欄	年 月 日(自署又は押印)			

Ⅲ 医療的ケア児 判定スコアについて

医療的ケア児に対する支援に係る報酬の算定時には、判定スコアが必要となります。

判定スコアについても今後、加算を必要とする事業所から、保護者に依頼し、スコアの原本についても、依頼事業所での保管とします。

市へ提出するスコアについては、相談支援事業所を経由し、写しを提出してください。

なお、複数事業所利用している児童へのスコアの依頼、原本の保管については、個別サポート加算と同様、上限管理と同じ考え方で、上限管理事業所により行うこととし、関係事業所に写しを提供するようにしてください。

通所事業所において、医ケアスコアを作成又は保護者に主治医への作成を依頼

複数事業所を利用している児童については、上限管理の事業所に対応。

医ケアスコアの原本については、依頼（作成）した事業所で保管し、関係事業所への写しの提供及び計画相談支援員（相談支援事業所）を経由して写しを市に提出

交付された受給者証に加算が記載されていることを確認の上、請求等を行う。

障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）

医療的ケア判定スコアは、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等（通所サービスや（短期）入所施設等）を利用するにあたり、どの程度の看護職員の配置を必要とするかを判断するためのスコアです。患者が必要とする医療的ケア等について、下部の記載要領に沿って記載をお願いします。

医療機関名	〒		医療機関 住所地	
			連絡先 電話番号	
患者氏名	患者生年月日	年	月	日
初回判定年月日 (初回記入欄)	年	月	日	医師氏名 (ふりがな)
				連絡先電話番号 -- --

NICU等から退院した児童の保護者の負担軽減の必要性

有 ・ 無

※ NICU等から退院して間もない（若しくは退院する予定の）児童の場合に限りチェックを付けてください。

※ 在宅における児童の養育に係る負担が著しく、ホームヘルパーやショートステイ等の必要性があると思われる場合に「有」に○を付けてください。そうでない場合は「無」に○を付けてください。

更新 時 用	①更新判定 (2回目記入欄)	判定年月日	年	月	日	医師氏名 (ふりがな)	連絡先電話番号 -- --
	②再更新判定 (3回目記入欄)	判定年月日	年	月	日	医師氏名 (ふりがな)	連絡先電話番号 -- --

※ 障害福祉サービス等は1年に1回程度（サービスによっては3年に1回程度）更新が必要です。更新時に裏面の医療的ケアスコアの内容に変更がない場合、上記の①更新判定（または②再更新判定）の欄に、判定年月日、医師氏名、連絡先電話番号のみ記載して、申請者に提供してください。医療的ケアの内容に変更があった場合は、新たに判定スコアを作成してください。

裏面の医療的ケア判定スコア 記載要領

【基本スコア】

申請者が日中及び夜間※においてそれぞれ必要とする医療的ケア（診療の補助行為）について、該当する行為に☑を付けてください。

※ 「日中」とは障害児者が通所サービス事業所を利用する時間帯（朝～夕方）、「夜間」とは障害児者が（短期）入所施設を利用する深夜帯を含めた全時間帯を指します。

【見守りスコア】

いわゆる「動ける医療的ケア児者」が、自発運動等により装着されている医療機器の作動等を妨げる可能性があるかどうかを評価します。該当する医療的ケアがある場合に、見守りスコアの基準（目安）を参考に該当する見守りの程度のうちいずれか一つに☑を付けてください。

障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア(医師用)

医療的ケア(診療の補助行為)	基本スコア		見守りスコア			見守りスコアの基準(目安)		
	日中	夜間	高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合(0点)
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 注)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合はカウントする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の必要がある場合(2点) 対応する必要がある場合(2点)	直ちにはおこなわね15分以内に対応する必要がある場合(1点)	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り0~2点+気管切開8点)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(1点)	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(1点)	それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上記3項目が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(1点)	上記3項目が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(1点)	それ以外の場合
4 酸素療法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合(1点)	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合(1点)	それ以外の場合
5 吸引(口鼻腔・気管内吸引)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により吸引の実施が困難な場合(1点)	自発運動等により吸引の実施が困難な場合(1点)	それ以外の場合
6 ネブライザーの管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
7 経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により栄養管を抜去する可能性がある場合(2点)	自発運動等により栄養管を抜去する可能性がある場合(2点)	それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点)	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点)	それ以外の場合
9 皮下注射 注)いずれか一つを選択	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合(1点)	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合(1点)	それ以外の場合
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合(1点)	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	血糖測定と今後の対応が頻回に必要な可能性がある場合(1点)	血糖測定と今後の対応が頻回に必要な可能性がある場合(1点)	それ以外の場合
12 導尿 注)いずれか一つを選択	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)	それ以外の場合
13 排便管理 注)いずれか一つを選択	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合(1点)	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合
14 痙攣時の坐利挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注)医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	痙攣が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合(2点)	痙攣が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合(2点)	それ以外の場合

(a)基本スコア合計

(b)見守りスコア合計

(a)+(b)判定スコア

(a)+(b)判定スコア

<日中> <夜間>

<日中> <夜間>

<日中> <夜間>

<日中> <夜間>

障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）

確認ポイント

医療的ケア判定スコアは、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等（通所サービスや（短期）入所施設等）を利用するにあたり、どの程度の看護職員の配置を必要とするかを判断するためのスコアです。患者が必要とする医療的ケア等について、下部の記載要領に沿って記載をお願いします。

医療機関名	〒	—
	医療機関 住所地	
	連絡先 電話番号	

患者氏名	年
初回判定年月日 (初回記入欄)	

NICU等から退院した障害児の居宅介護や短期入所等の支給決定の要否等を助案する際の資料としてご活用ください。

支給決定の更新時に、医療的ケアの状況や主治医の医療機関が変わらない場合、同じ用紙を使用して市町村に提出することが可能としたため、この欄を設けています。用紙について、保護者にコピーを保管するよう御案内をお願いします。

NICU等から退院した児童の保護者の負担軽減の必要性	有	無
----------------------------	---	---

- ※ NICU等から退院して間もない（若しくは退院する予定の）児童の場合に限りチェックを付けてください。
- ※ 在宅における児童の養育に係る負担が著しく、ホームヘルパーやショートステイ等の必要性があると思われる場合に「有」に○を付けてください。

更新時 用	①更新判定 (2回目記入欄)	判定年月日	年	月	日	医師氏名	(ふりがな)	連絡先電話番号
	②再更新判定 (3回目記入欄)	判定年月日	年	月	日	医師氏名	(ふりがな)	連絡先電話番号

※ 障害福祉サービス等は1年に1回程度（サービスによっては3年に1回程度）更新が必要です。更新時に裏面の医療的ケアスコアの内容に変更がない場合、上記の①更新判定（または②再更新判定）の欄に、判定年月日、医師氏名、連絡先電話番号のみ記載して、申請者に提供してください。医療的ケアの内容に変更があった場合は、新たに判定スコアを作成してください。

裏面の医療的ケア判定スコア 記載要領

【基本スコア】

申請者が日中及び夜間※においてそれぞれ必要とする医療的ケア（診療の補助行為）について、該当する行為に☑を付けてください。
※ 「日中」とは障害児者が通所サービス事業所を利用する時間帯（朝～夕方）、「夜間」とは障害児者が（短期）入所施設を利用する深夜帯を含めた全時間帯を指します。

【見守りスコア】

いわゆる「動ける医療的ケア児者」が、自発運動等により装着されている医療機器の作動等を妨げる可能性があるかどうかを評価します。該当する医療的ケアがある場合に、見守りスコアの基準（目安）を参考に該当する見守りの程度のうちいずれか一つに☑を付けてください。

障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア（医師用）

医療的ケア(診療の補助行為)	基本スコア		基本スコア	見守りスコア			見守りスコアの基準(目安)		
	日中	夜間		高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合(0点)
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 注)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。	☐	☐	10点	☐	☐	☐	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに 対応する必要がある場合(2点)	直ちにはないがおおむね15分以 内に対応する必要がある場合(1 点)	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り0~2点+気管切開8点)	☐	☐	8点	☐	☐	☐	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに 対応する必要がある場合(2点)		それ以外の場合
3 鼻咽喉エアウェイの管理	☐	☐	5点	☐	☐	☐	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに 対応する必要がある場合(1点)		それ以外の場合
4 酸素療法	☐	☐	8点	☐	☐	☐	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響が もたられる場合(1点)		それ以外の場合
5 吸引(口鼻腔・気管内吸引)	☐	☐	8点	☐	☐	☐	自発運動等により吸引の実施が困難な場合(1点)		それ以外の場合
6 ネプライザーの管理	☐	☐	3点						
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、 食道瘻		8点	☐	☐	☐	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用		3点	☐	☐	☐	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)	☐	☐	8点	☐	☐	☐	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
9 皮下注射 注)いずれか一つを選択	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬など)		5点	☐	☐	☐	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合(1点)		それ以外の場合
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用		3点	☐	☐	☐	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を 加点しない。	☐	☐	3点	☐	☐	☐	血糖測定とその後の対応が頻回に必要な可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)	☐	☐	8点	☐	☐	☐			
12 導尿 注)いずれか一つを選択	☐	☐		☐	☐	☐			
13 排便管理 注)いずれか一つを選択	☐	☐		☐	☐	☐			
14 痙攣時の坐位 注)医師から発作時の場合	☐	☐		☐	☐	☐			

●上記の各項目にチェックが入っていれば、合計欄が空欄の場合であっても有効な書類として取り扱ってください。
●その際は、提出先（市町村又は事業所）において計算して、医療的ケアスコアの確認をお願いします。

●療養介護・短期入所・福祉型障害児入所施設については、合計スコアの「日中」と「夜間」のうち、高い方の点数を医療的ケアスコアとしてください。
●児童発達支援・放課後等デイサービスについては、合計スコアの「日中」の点数を医療的ケアスコアとしてください。

(a)基本スコア合計 <日中> <夜間>	(b)見守りスコア合計	(a)+(b)判定スコア <日中>	(a)+(b)判定スコア <夜間>
-------------------------	-------------	----------------------	----------------------

IV その他

- ・ 強度行動障害にかかる加算の認定や行動援護のサービスの支給認定に当たっては、「行動障害に関する調査票」によるスコアの確認が必要です。

各項目の考え方については、障害支援区分の認定調査の基準によることから、当該調査の基準に則って判定、確認の必要があります。

- ・ 短期入所のサービスの利用に際しては、5領域11項目の調査票が必要です。

各項目の考え方については、障害支援区分の認定調査の基準によることから、当該調査の基準に則って判定、確認の必要があります。

区分認定調査の基準等については、厚生労働省のホームページで「認定調査員マニュアル」を参照ください。

行動障害に関する調査表

利用者氏名 ()

合計 / 点

該当する項目に○をしてください。

行動障害の内容	説明	1点	3点	5点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	自ら傷跡が残るほど自分の体を叩いたり傷つける、頭髪を抜くなど	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	他人を叩く、髪を引っ張る、噛みつく、蹴るなど相手がけがをしかねないような行為など	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
激しいこだわり	強く指示をしても、どうしても服を脱ぐ、外出を拒み通すなどの行為で止めても止めきれないもの。特定の考え、物、人等に対する強いこだわりがあるなど	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
激しい器物破損	ガラス、家具類、食器類などを壊し、結果、危害が本人にも周りにも大きいもの、衣類を破ってしまうなど	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
睡眠障害	昼夜が逆転している。日中寝てしまう、夜になると活動的となり、寝ようとしめないなど、日中の生活に支障が生じているなど	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行為	食器ごと投げる、椅子に座ってられず皆と一緒に食事ができない、土や石など食べられないものを口に入れる、過食、拒食等	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
排泄に関する強度の障害	排泄物を触る・もてあそぶ、脅迫的に排尿排便行為を繰り返すなど	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出し、目を離すと一時も座れず走り回る、ベランダの上など高くて危険なところに上るなど	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行為	周囲が驚いたり、他人が迷惑となるような大声や奇声を出す、一度泣き始めると大泣きが何時間も続くなど	ほぼ毎日	1日に1回以上	絶えず
沈静化が困難なパニック	一度パニックが出ると、体力的にとっても抑えられず止められない状態を呈する			あり
他人に恐怖を与える程度の粗暴な行為	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、関わっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある			あり

5領域 11項目 調査票

調査年月日	年 月 日	調査者		
フリガナ		生年月日	平成・令和	年 月 日
児童氏名				
申請する支援の種類・内容				
種類	<input type="checkbox"/> 短期入所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	項目	区分	判断基準	
①	食事	1 全介助	全面的に介助を要する。	
		2 一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。	
		3 できる		
②	排せつ	1 全介助	全面的に介助を要する。	
		2 一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。	
		3 できる		
③	入浴	1 全介助	全面的に介助を要する。	
		2 一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。	
		3 できる		
④	移動	1 全介助	全面的に介助を要する。	
		2 一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。	
		3 できる		
⑤	行動障害及び精神症状	(1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。	1 ほぼ毎日	・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要
			2 週に1回以上	・週に1回以上の支援や配慮等が必要
			3 ない	
		(2) 睡眠障害者や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）。	1 ほぼ毎日	・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要
			2 週に1回以上	・週に1回以上の支援や配慮等が必要
			3 ない	
		(3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為	1 ほぼ毎日	・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要
			2 週に1回以上	・週に1回以上の支援や配慮等が必要
			3 ない	
		(4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。	1 ほぼ毎日	・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要
			2 週に1回以上	・週に1回以上の支援や配慮等が必要
			3 ない	
		(5) 再三の手洗いや繰り返し確認のため、日常動作に時間がかかる。	1 ほぼ毎日	・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要
			2 週に1回以上	・週に1回以上の支援や配慮等が必要
			3 ない	
		(6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため、外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。	1 ほぼ毎日	・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要
			2 週に1回以上	・週に1回以上の支援や配慮等が必要
			3 ない	
		(7) 学習障害のため、読み書きが困難。	1 ほぼ毎日	・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要
			2 週に1回以上	・週に1回以上の支援や配慮等が必要
			3 ない	

* 通常の発達において必要とされる介助等は除く。

短期入所の単価区分

	区分	評価基準
	区分3	①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が1項目以上
	区分2	①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「週に1回以上」が1項目以上
	区分1	区分3又は区分2に該当しない児童で、①～④のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上

参 考

乳幼児等サポート調査 留意事項

【個別サポート加算Ⅰ（児童発達支援・医療型児童発達支援）】

調査実施上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象の児童の状態は、適切な支援や環境が整っていない状況（例：保護者や慣れている支援者がいない状況、初めての場所等）を想定して判断する。 ・「できる時とできない時がある場合」は、「できない場合」に基づき判断する。（項目がまたがる場合は、高い方の項目を採用する） ・各項目を判定する上で行動上のサポートの度合を判定するため、通常の発達の範囲かどうかは問わないものとする。 ・聞き取りを保護者に行う際には、具体例を適宜参考に示しながら聞き取りを行うこと。 ・聞き取りは、児童が主に利用している児童発達支援センター（福祉型・医療型）、児童発達支援事業所、障害児相談支援事業所、かかりつけ医等、本人の状態をよく知っている者から聴取し、総合的に勘案することも差し支えない。
-----------	---

①食事			
項目	介助なし	一部介助	全介助
目的	食事に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。 ※一連の行為とは、食事の開始から終了までの行為。		
解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的（必要時に随時）に支援（見守りや声かけ等の支援を含む）が必要な場合。 ・食事を開始する前に、食べ物を食べやすくする等の支援を行っている場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的（常時）に支援が必要な場合。 ・「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。 ・経管栄養（胃ろう、腸ろう等）や中心静脈栄養を行っている、全面的に支援を受けている場合。
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物に特別な配慮をする必要がある。 →軟食、きざみ、、ミキサー食、流動食、経管栄養（経口・胃ろう）、中心静脈栄養、宗教食、過度な食物アレルギー、特別なカロリー制限など配慮がある場合。 ・一度に口に詰め込まないよう等、安全面での配慮が必要。 ・都度、嚥下（飲み込む行為）や咀嚼（噛む行為）の指導をしている。 ・嚥下等に配慮された特性のコップや食器等を使用しており、食事のサポートを行っている場合。 ・食べるのに何でも手づかみ、スプーン等の道具が特性のものであったり、また道具を使って食べることにサポートを行っている場合。 ・著しい偏食がある。（水が飲めない、食べられるものが極端に少ない等） ・感覚過敏(食形態(温度、食感)のこだわり、食器のこだわり等)により配慮が必要。 		
②排せつ			
項目	介助なし	一部介助	全介助
目的	排せつに関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。 ※一連の行為とは、尿意（便意）の発現から排尿（排便）後の後始末までの行為をいう。		
解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的（必要時に随時）に支援（見守りや声かけ等の支援を含む）が必要な場合。 ・「清拭」行為が不十分のため、支援者等が部分的にやり直している場合。 ・尿意・便意はないが、時間を決めるなどして、「一連の行為」を自分でやっている場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的（常時）に支援が必要な場合。 ・「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。 ・「清拭」行為が不十分のため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。 ・集尿器や畜尿袋（ストマ）、おむつ、尿とりパット等を使用したり、尿カテーテルを留置して、全面的に支援を受けている場合。 ・支援者等が間欠導尿を行っている場合。 ・畜便袋（ストマ）、おむつ等を使用したり、人工肛門を造設して、全面的に支援を受けている場合。 ・支援者等が洗腸、排便を行っている場合。

具体例		<ul style="list-style-type: none"> ・立ち便器、和式便器等、トイレの形状によって排せつが困難な場合。 ・トイレトレーニングのために、排泄時間の記録、定時での排泄チェックを行っている。 ・大人の促しがなければ、自発的にトイレに行くことが難しく、配慮が必要な場合。 ・決まった場所でしか排泄をしたがらない場合。例) 決まった便器でしか出来ない。自宅のトイレ以外では出来ないなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頻尿で何回もトイレに行きたがる。 ・尿意等を自分から伝えられない。 ・便こねの行為があったり、排尿する場所ではない所で行為を行うため見守りが必要。 ・排泄の失敗が多く、都度対応が必要。 (頻度は1週間に1回以上。オムツは使用せずに対応している場合も含む) ・集尿器や畜尿袋(ストマ)、おむつ、尿とりパット等を使用したり、尿力テーテルを使用している。 ・畜便袋(ストマ)、おむつ等を使用したり、人工肛門を造設している。 (頻度は1週間に1回以上。オムツは使用せずに対応している場合も含む) ・排泄の度ごとに職員による清拭が必要となる。
------------	--	--	---

③入浴

項目	介助なし	一部介助	全介助
目的	入浴に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。 ※一連の行為とは、入浴の脱衣から着衣までの行為をいう。		
解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的(必要時に随時)に支援が必要な場合。 ・「身体や髪、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的(常時)に支援(見守りや声かけ等の支援を含む)が必要な場合。 ・「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。 ・「身体や髪、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。 ・医療上の必要により入浴を禁止されており、配慮しながら清拭が必要な場合。 ・その他の事情で清拭しか行えない場合。
具体例		<ul style="list-style-type: none"> ・「一連の行為」を全て自分で行えるが、入浴の準備行為に時間がかかったり、入浴しても上がるまでに時間がかかったりすることがあり、見守りや配慮が必要。 ・「一連の行為」を全て自分で行えるが、1人で入浴させることはできない。(見守りや声かけを含む) ・感覚過敏があり、洗髪や洗顔、洗身に拒否を示すため、対応が必要。 ・石鹸やシャンプー、タオルなどにこだわりがあり、配慮が必要。 ・入浴する際に常に動いていて、見守り等の配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴する際に首の座りが悪かったり、体幹が弱く配慮が必要である。 ・常時抱っこで入浴の必要がある。 ・シャワーを怖がる、浴槽を嫌がるなど、入浴への恐怖感がある場合。 ・洗髪や洗顔、洗身に強い拒否を示し泣くため、対応が必要。 ・シャワーバット等の器具を使用して、入浴している場合。

④移動

項目	介助なし	一部介助	全介助
目的	移動(日常生活における必要な場所への移動)について、支援が必要かどうかを確認する。		
解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの支援がなくても、自分で「移動」ができる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で「移動」はできるが、部分的に(見守りや声かけ等含む)の支援が必要な場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。(「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を行ったうえで「移動」をする必要がある場合。) ・転倒防止等のため、移動中は常に抱っこや手をつなぐ等、常時の付き添いが必要な場合。 ・医療上の必要により、自力での移動を禁止されている場合。
具体例		<ul style="list-style-type: none"> ・階段や未舗装道路(砂利道等)等の条件によって介助が必要になることがある。 ・歩行速度が他児と異なる(速い/遅い)ため、個別の対応が必要。 ・道順や手段にこだわりがある。 ・感覚過敏等があり、外履きや靴下などに配慮が必要。 ・公共交通機関ではパニックになりやすく、利用できない。 ・移動が安定せず途中で立ち止まったり、座り込んだり、寝転んだりするため対応が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時手をつなぐ状態や、常時抱っこ等で移動が必要な状態。 ・抱っこをして移動するが、首の座りや体幹が弱く抱っこに配慮が必要である。 ・常時バギーや車イス、お散歩カートなど移動用具が必要な場合。 ・道路への飛び出しがあり、信号を理解できない、障害物の回避が出来ないなどの理由で見守りが必要。 ・装具などを装着しているため、移動する際に配慮が必要。

行動障害及び精神障害

⑤強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動又は危険の認識を欠く行動

項目	なし	週1回以上	ほぼ毎日
目的	日常生活において行動上、どの程度の支援(配慮の度合や頻度等)を必要としているかを確認する。		
大声・奇声を出す	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲が驚いたり、他者が迷惑となるような大声や奇声を出す場合。 ・物などを使って周囲に不快な音を立てる場合を含む。 		

	具体例		・時間帯と場所を選ばず大声・奇声を出す。
多動・行動停止	目的	日常生活において行動上、どの程度の支援（配慮の度合や頻度等）を必要としているかを確認する。	
	解釈	・特定の物や人（対象が明確でない場合も含む）に対する興味関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にこだわって動かなくなってしまう場合。	
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多動 ・周囲と協調できず、絶えず動いてしまう。またはマイペースに周囲と無関係に動いてしまう。 ・常時走り回る、1箇所に留まるのが難しい。 ・絶えず喋っている。 ・体の一部を常時動かしている。 ・5～10分程度であれば指示に応じることができるが、その後すぐ同じ行動を繰り返してしまう。 ・ゆっくりした行動が難しい。（例：歩くことができず、すぐに走ってしまう等） ・バランス感覚がアンバランスのために転びやすい、怪我をしやすい、高いところから落ちやすい。 ○ 行動停止 ・本人の意思とは関係なく、次の行動に移ることが難しい。 	

不安定な行動	目的	日常生活において行動上、どの程度の支援（配慮の度合や頻度等）を必要としているかを確認する。	
	解釈	・予定や手続き、日頃から慣れている支援者や状況等が変わることが受け入れられず、突然大声を出したり、興奮する等のパニック状態になる等、行動が不安定になる場合。	
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の物・人へ固執することで安定を図り、それが無くなったり、変更してしまうと不安定になってしまう。 ・パニック、突然泣き出すことがある。 ・突然の予定変更があると次の行動ができなくなる。また、不安になり落ち着きがなくなってしまうり、行動が停止する。 	

突発的な行動	目的	日常生活における行動上の危険性で、どの程度の支援を必要としているかを確認する。	
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・関心が強い物や人（対象が明確でない場合も含む）を見つけたら、突然気になる方へ走って行ってしまったり、突発的な行動がある場合。 ・危険の認識が弱く、道路への飛び出しや自分の身体能力を超えた高さから飛び降りる等の行為がある。 	
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・手にしたものを突発的に投げてしまう。 ・気になるものや事柄があると、大人から勝手に離れてしまい、迷子や行方不明になることがある。（常に見守りや防止するための環境設定が必要） ・気になることがある場合に、手を繋いでいても手を振り切り、気になる方に行ってしまう場合がある。 ・危険の認識が弱く、突発的に道路に飛び出したり、自分の身体能力を超えた高さから飛び降りる、熱いものなど危険なものに手を出してしまう。 	

てんかん	目的	日常生活においてどの程度の支援（配慮の度合や頻度等）を必要としているかを確認する。		
	解釈	過去にてんかん歴なし	てんかんの経過観察あり	てんかんの診断があり
	具体例		<ul style="list-style-type: none"> ・服薬対応までしていないが、てんかんの経過観察を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・てんかんの診断がある。（薬で発作を予防している場合も含む。） ・発熱時に抗けいれん座薬等で対応をしている。 ・薬の服用状況の確認を常に行っている。

⑥睡眠障害又は食事若しくは排せつに係る不適応行動（多飲及び過飲を含む。）

項目	なし	週1回以上	ほぼ毎日	
異食行動	目的	日常生活における行動上の危険性で、どの程度の支援を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・食べられないものを口に入れたり、飲み込んだりする異食行動がある場合。 ・異食行動を未然に抑えるため、異食しそうなものを周囲に置かないなど配慮が必要な場合。 		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・食べられないもの（例：石や砂、玩具類、腐った食べ物、地面に落ちて明らかに汚れている食べ物、酒類、洗剤類など）を口に入れる。 ・物を口に入れて感触遊びをしたり、確認したりする行為がある。 ・服の袖を噛んだり、紐を口に入れることがある。 		
過食・反すう等	目的	日常生活において行動上、どの程度の支援（配慮の度合や頻度等）を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・過食や過飲、拒食、反すう等、食に関する行動上の問題がある場合。 		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食に関する行動上の問題 ・過食、拒食（例：異常な量を食べる、環境の変化によって食べられなくなるなど）がある。 ・口に入れたものを飲み込まず、口に溜めたままにする。 ・際限なく水を飲み続ける。 ・極度な偏食（例：白米だけしか食べない等、特定の物だけしか食べない）あり、食事面で配慮している。 ・嘔吐を繰り返す。 		
昼夜逆転（睡眠）	目的	日常生活において行動上、どの程度の支援（配慮の度合や頻度等）を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・夜に寝られなかった結果、日中寝てしまう、夜になると活動的となり寝ようとしにくい等、昼夜の生活が逆転することで、日中の生活に支援が生じている場合。 		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠リズムが崩れやすく、昼夜逆転がある。 ・頻回に途中で起きる。夜泣き、夜驚への対応が必要である。 ・入眠障害、睡眠時間の不安定さ（短時間睡眠、長時間睡眠等）、早朝覚醒等がある。 ・睡眠障害に関する診断や治療をしている。 		

⑦自分や他人の身体を叩いたり傷つけたりする行為又は器物損壊行為

項目	なし	週1回以上	ほぼ毎日
----	----	-------	------

自ら傷つける行為	目的	日常生活における行動上の危険性で、どの程度の支援を必要としているかを確認する。		
	解釈	・自分の体を叩いたり、頭を床に打ち付けたりなど、自分の体を傷つける行為がある場合。		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の頭を叩いたり、床や壁に打ちつける。 ・自分をつねる。 ・傷口を触ったり、ほじったりして治らない。 ・自分で口に指を入れて嘔吐する。 ・衣服を破ることがある。 		
他人を傷つける行為	目的	日常生活における行動上の危険性で、どの程度の支援を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他人を傷つける行為がある場合。 ・壁を壊したり、物を投げたりする等、他人を傷つける危険性がある場合。 ・相手を侮辱したり等、心理的に相手を傷つける行為がある場合。 		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・他人を叩く、髪を引っ張る、蹴る、押す等の行為がある。 ・物を壊したり、投げたりする行為がある。 ・暴言（バカ、死ぬ等）、相手を侮辱したり、からかったり、いじめたりする行為がある。 ・他人へ過剰な注意や干渉によるトラブルを起こす場合がある。 		
不適切な行動	目的	日常生活において行動上、どの程度の支援（配慮の度合や頻度等）を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・興味や関心が優先したり、適切な意思表示ができなかったり、判断能力が不十分だったりする等により、不適切な行為がある場合。 例：急に他人に抱きつく、断りもなく物をもってきてしまう、他人をのぞき込む、急に他人に接近する。		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・見知らぬ人に対し、過度に親しげな振る舞いをする。（例えば、抱きつく、膝の上に座るなど） ・うそをつく。 ・断りもなく人の物を持ってきてしまう、盗む。 ・感情のコントロールに困難があり、些細な出来事がきっかけで頻繁にかんしゃくをおこす。 ・自慰行為がある。 ・過度に人や物の臭いを嗅ぐ行為がある。 ・不適切な場所で排便・放尿がある。 ・意思が上手く伝えられないために、友達を叩いてしまう、物を投げるなどの行為で自分の意思を表現する。 		
⑧ 気分がふさぎこんだ状態又は思考力が低下した状態				
項目	なし	週 1 回以上	ほぼ毎日	
そううつ状態	目的	日常生活において行動上、どの程度の支援（配慮の度合や頻度等）を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・気分が憂鬱で悲観的になったり、時には抑鬱気分により思考力が低下し、考えがまとまらないため、日常生活に支障をきたす場合。 ・気分の高揚により、様々なことを思いつき、次々と行動に移すが、注意力が散漫であるため、その結果は失敗に終わること多く、社会生活に影響を及ぼす場合。 ※「そう」または「うつ」の、どちらかだけの行動に該当でも差し支えない。		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ○うつに関連する行動 ・前後の脈絡なく急に泣いたり、笑ったりする。 ・日常の活動への興味や意欲が感じられない。 ・睡眠に課題がありリズムが崩れやすく、睡眠が安定しない、まとまった睡眠がとれない。 (例：入眠できない、夜中に何度も目を覚ます、昼夜逆転等) <ul style="list-style-type: none"> ・睡眠障害に関する診断や治療をしている。 ○そうに関連する行動 ・気分の高揚 ・多動・多弁 ・過度な興奮状態 ・怒りやすい 		
⑨ 反復的行動（再三の手洗い又は繰り返しの確認を含む）				
項目	なし	週 1 回以上	ほぼ毎日	
反復的行動	目的	日常生活において行動上、どの程度の支援（配慮の度合や頻度等）を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・ある考えに固執し、特定の行為を反復したり、儀式的な行為にとらわれる等により、動作に時間がかかり日常生活に支障が生じる場合。 		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・物や行為にこだわり特定の行為を反復する。（例：言葉やTVのフレーズを繰り返して話す、機械類をずっと見ていたり、気になると時や場所を選ばず行って行ってしまう、特定の玩具でしか遊ばないなど） ・スケジュールや物の置く位置などが変わると混乱し元に戻すように求めたり、戸の開閉を過度に気にし、きちんと閉まっていないとパニックを起こすため配慮が必要。 ・自分の気になることを、何度も聞き返す。 ・くるくる回るものやキラキラするものに集中し、動けなくなることがある。 ・回る物や紐などを常に持ち、それらを常に動かしている。 ・上半身を前後に揺らす、ジャンプを繰り返すなどがあり、時と場所に応じて配慮が必要。 ・日常生活の中で、決まったルーティン（例：服を着る順番が決まっているなど）を行わないと次の行動にうつれない。 ・日常生活の中で、決まった道以外を通るとパニックになる。 		
⑩ 対人面の不安緊張、感覚過敏、集団への不適応又は引きこもり				
項目	なし	週 1 回以上	ほぼ毎日	
目的	日常生活において行動上、どの程度の支援（配慮の度合や頻度等）を必要としているかを確認する。			

対人面の不安緊張・集団への不適応	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・人との関係で緊張状態になり、集団生活の場面に参加できなかったり、参加しても行動に移せない場合。 ・緊張状態が強く、身体症状が出ている場合。 ・感覚に過敏さがあるため、特定の物しか食べられない、着ることができないなど配慮が生じる場合。 ※一定期間にわたって引きこもり状態である場合は、「ほぼ毎日」を選択。		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間保育園・事業所等へ行けなかったり、事業所の中に入れなかったり、家に引きこもっている状態。 ・全くもしくは短時間しか集団参加できず、個別に対応が必要。 ・新しい場所など慣れない場所に行くとき動けなくなり、会話ができなくなる。 ・不安緊張が高まるとその場にいられなくなる、もしくはその場で動けなくなってしまう。 ・アイコンタクトが乏しく（話しているときや話しかけられているときに相手の顔を見ない）配慮を必要としている。 ・チック（目をパチパチさせたり、「オツ」など意図しないで声が出てしまうなど）など身体症状にあらわれている場合。 ・爪かみ、指しゃぶりがあがる。 ・緘黙がある。 ・ファンタジーの世界に入ってしまう、やりとりが成立しない。 ・感覚過敏により日常生活への適応に困難があるため配慮が必要。（例：温度、食感、音が過剰に聞こえる、つま先立ちで歩く、光や色を過剰に感じる、皮膚感覚が過敏で同じ服しか着ることができないなど） 		

項目	なし （※支援不要に該当）	週1回以上 （※支援が必要な場合があるに該当）	ほぼ毎日 （※常に支援が必要に該当）
----	------------------	----------------------------	-----------------------

説明の理解	目的	他者からの説明の理解に、どの程度の支援を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な口頭での説明をおおむね理解し、うなずいたり、返事をしたりし、説明に伴った行動ができていない場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な口頭での説明であっても理解できないことが多く、説明に応じた行動ができないことが多い場合。 ・コミュニケーションツールや手話等を用いても、おおむね理解ができる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な口頭での説明も理解が難しい場合。 ・説明を理解できているか判断できない場合。
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な口頭での説明を聞いてうなずいたり、返事をしますが、その後の行動が伴わないことがある。 ・1つのことはできるが、同時に2つ以上のことを指示されると行動が困難になる。 ・コミュニケーションツールを用意することで、理解が促される。 ・ジェスチャーで補足すると理解が促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な口頭での説明をしても、うなづきや返事などが見られず、理解できていると考えられない、又は、理解しているのか判断ができない。 ・日常生活の中で、パターン化された特定の行為（座る、食べる等）のみ理解できる。 	

項目	なし （※支援不要に該当）	週1回以上 （※支援が必要な場合があるに該当）	ほぼ毎日 （※常に支援が必要に該当）
----	------------------	----------------------------	-----------------------

コミュニケーション	目的	他者に対する自分の意思の伝達に、どの程度の支援を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活（新規の場所や初見の人でも）における口頭での自分の意思の伝達に支障がない場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・慣れていない場面等では、口頭でのコミュニケーションが難しく配慮を必要とする場合。 ・コミュニケーションツール（絵カード、ICTの活用、PECS等）を利用すれば、自分の意思の伝達ができる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションツール等を用いても、自分の意思の伝達ができない場合。 ・自分の意思の伝達ができているかどうか判断が困難な場合。
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションツール（絵カード、ICTの活用、PECS等）を用いるとコミュニケーションができる。 ・手話、点字等を用いている。 ・外国語でのコミュニケーションが必要なために、翻訳アプリの導入等、配慮が必要。 ・特定の人（保護者など）しか理解できないサインで意思を表現する。 ・特定の人（保護者など）としかコミュニケーションがとれない。 ・慣れない場所や人前では、表情が硬く話すことが難しい。 ・吃音がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会話のやりとりではなく、一方的に話しかけたり、テレビのコマーシャルの台詞などを独り言のように話したりするが、自分の意思の伝達ではない。 ・相手からの話しかけにそのままオウム返しで返答している。（例：「わかった」という問いかけに「わかった」と返答するが、意味が理解できていない場合等） ・行動でのみ自分の意思を伝えられる。（例：冷蔵庫の前に行く、他者の手を引いておもちゃを取らせる等） ・日常生活上/パターン化された内容のみ、自分の意思を伝える場合。（例：ご飯と言う、おもちゃのみ指さしする等） 	

① 読み書きが困難な状態（学習障害によるものを含む。）

項目	なし （※支援不要に該当）	週1回以上 （※支援が必要な場合があるに該当）	ほぼ毎日 （※常に支援が必要に該当）
----	------------------	----------------------------	-----------------------

読み書き	目的	文字を介したコミュニケーション、また、文字を読むこと、書くことについて支援が必要かどうかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの支援がなくても、文字の読み書き及び意味の理解ができる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文字の読み書き及び意味の理解の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を含む）が必要な場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文字の読み書き及び意味の理解に関して全般的に支援が必要な場合。
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・一部理解はできるが、見守りや口頭で補足の説明が必要。 ・書くことはできないが、パソコン等の代用手段を使用すればできる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文字では理解できず、コミュニケーションツールを使用することで理解できる。 ・絵本や本に興味を示さない。 ・学習障害の診断がある。 ・外国語でのコミュニケーションが必要なために、翻訳を行なっている。 	

就学児サポート調査（行動関連16項目） 留意事項

【個別サポート加算Ⅰ（放課後等デイサービス）】

調査実施上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象の児童の状態は、適切な支援や環境が整っていない状況（例：保護者や慣れている支援者がいない状況、初めての場所等）を想定して判断する。 ・「できる時とできない時がある場合」は、「できない場合」に基づき判断する。（点数がまたがる場合は、高い方の点数を採用する） ・聞き取りを保護者に行う際には、具体例を適宜参考に示しながら聞き取りを行うこと。 ・聞き取りは、児童が主に利用している放課後等デイサービスや障害児相談支援事業所、かかりつけ医等、本人の状態をよく知っている者から聴取し、総合的に勘案することも差し支えない。
-----------	---

項目	0点	1点	2点	
① コミュニケーション	支援不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要	
	目的	他者に対する自分の意思の伝達に、どの程度の支援を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活（新規の場所や初見の人でも）における口頭での自分の意思の伝達に支障がない場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・慣れていない場面等では、口頭でのコミュニケーションが難しく配慮を必要とする場合。 ・コミュニケーションツール（絵カード、ICTの活用、PECS等）を利用すれば、自分の意思の伝達ができる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションツール等を用いても、自分の意思の伝達ができない場合。 ・自分の意思の伝達できているかどうか判断が困難な場合。
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションツール（絵カード、ICTの活用、PECS等）を用いるとコミュニケーションができる。 ・手話や筆談、点字等を用いている。 ・外国語でのコミュニケーションが必要なために、翻訳アプリの導入等の配慮を行っている。 ・特定の人（保護者など）しか理解できないサインで意思を表現する。 ・特定の人（保護者など）としかコミュニケーションがとれない。 ・慣れない場所や人前では、表情が硬く話すことが難しい状態。 ・吃音がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会話のやりとりではなく、一方的に話しかけたり、テレビのコマーシャルの台詞などを独り言のように話したりするが、自分の意思の伝達ではない。 ・相手からの話しかけに、そのままオウム返して返答している。（例：「わかった」という問いかけに「わかった」と返答するが、意味が理解できていない場合等） ・行動でのみ自分の意思を伝えられる。（例：冷蔵庫の前に行く、他者の手を引いておもちゃを取らせる等） ・日常生活上パターン化された内容のみ、自分の意思を伝えられる。（例：ご飯と言う、おもちゃのみ指さす等） 	
② 説明の理解	支援不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要	
	目的	他者からの説明の理解に、どの程度の支援を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な口頭での説明をおおむね理解し、うなずいたり、返事をしたりし、説明に伴った行動ができている場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な口頭での説明であっても理解できないことが多く、説明に応じた行動ができないことが多い場合。 ・コミュニケーションツールや手話等を用いると、おおむね理解ができる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な口頭での説明も理解が難しい場合。 ・説明を理解できているか判断できない場合。
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な口頭での説明を聞いてうなずいたり、返事をするが、その後の行動が伴わないことがある。 ・1つのことはできるが、同時に2つ以上のことを指示されると行動が困難になる。 ・コミュニケーションツールを用意することで、理解が促される。 ・ジェスチャーで補足すると理解が促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な口頭での説明をしても、うなずきや返事などが見られず、理解できていると考えられない、又は、理解しているのかを判断できない。 ・日常生活の中で、パターン化された特定の行為（座る、食べる等）のみ理解できる。 	
③ 大声・奇声を出す	支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)	
	目的	日常生活において行動上、どの程度の支援（配慮の度合や頻度等）を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲が驚いたり、他者が迷惑となるような大声や奇声を出す場合。 ・物などを使って周囲に不快な音を立てる場合。 		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・時間帯と場所を選ばず大声・奇声を出す。 		
④ 異	支援不要	支援が必要な場合がある (※例：飲み込みはしないが口に含むことがある。)	常に支援が必要 (※例：物があると口に含み、飲み込んでしまう)	
	目的	日常生活における行動上の危険性で、どの程度の支援を必要としているかを確認する。		

食行動	解釈	<ul style="list-style-type: none"> 食べられないものを口に入れたり、飲み込んだりする異食行動がある場合。 異食行動を未然に防止するため、異食しそうなものを周囲に置かないなど配慮が必要な場合。 		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> 食べられないもの（例：石や砂、玩具類、腐った食べ物、地面に落ちて明らかに汚れている食べ物、酒類、洗剤類など）を口に入れる。 物を口に入れて感触遊びをしたり、確認したりする行為がある。 服の袖を噛んだり、紐を口に入れることがある。 		
⑤ 多動・行動停止		支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
	目的	日常生活において行動上、どの程度の支援（配慮の度合や頻度等）を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> 特定の物や人（対象が明確でない場合も含む。）に対する興味関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にこだわって動かなくなってしまう場合。 		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ○多動 <ul style="list-style-type: none"> 周囲と協調できず、絶えず動いてしまう。またはマイペースに周囲と無関係に動いてしまう。 常時走り回る、1箇所に留まるのが難しい。 絶えず喋っている。 体の一部を常時動かしている。 5～10分程度であれば指示に応じることができるが、その後すぐ同じ行動を繰り返してしまう。 ゆっくりした行動が難しい。（例：歩くことができず、すぐに走ってしまう等） バランス感覚がアンバランスのために、転びやすい、怪我をしやすい、高いところから落ちやすい。 ○行動停止 <ul style="list-style-type: none"> 本人の意思とは関係なく、次の行動に移ることが難しい。 		
⑥ 不安定な行動		支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
	目的	日常生活において行動上、どの程度の支援（配慮の度合や頻度等）を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> 予定や手続き、日頃から慣れている支援者や状況等が変わることが受け入れられず、突然大声を出したり、興奮する等のパニック状態になる等、行動が不安定になる場合。 不安、恐怖、焦燥等から衝動的な行動がある場合。 		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> 特定の物・人へ固執することで安定を崩し、それが無くなったり、変更してしまうと不安定になってしまう。 パニック、突然泣き出すことがある。 突然の予定変更があると次の行動ができなくなる。また、不安になり落ち着きがなくなってしまうたり、行動が停止する。 		
⑦ 自らを傷つける行為		支援不要	支援が必要な場合がある (※該当行為がある)	常に支援が必要 (※常時見守りや個別対応などの配慮が必要な状態)
	目的	日常生活における行動上の危険性で、どの程度の支援を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> 自分の体を叩いたり、頭を床に打ち付けたりなど、自分の体を傷つける行為がある場合。 		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> 自分の頭を叩いたり、床や壁に打ちつける。 自分をつねる。 傷口を触ったり、ほじったりして治らない。 自分で口に指を入れて嘔吐する。 衣服を破ることがある。 		
⑧ 他人を傷つける行為		支援不要	支援が必要な場合がある (※該当行為がある)	常に支援が必要 (※常時見守りや個別対応などの配慮が必要な状態)
	目的	日常生活における行動上の危険性で、どの程度の支援を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> 他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他人を傷つける行為がある場合。 物を壊したり、物を投げたりする等、他人を傷つける危険性がある場合。 相手を侮辱する等、心理的に相手を傷つける行為がある場合。 		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> 他人を叩く、髪を引っ張る、蹴る、押す等の行為がある。 物を壊したり、投げたりする行為がある。 暴言（バカ、死ね等）、相手を侮辱したり、からかったり、いじめたりする行為がある。 他人へ過剰な注意や干渉によるトラブルを起こす場合がある。 		
⑨		支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
	目的	日常生活において行動上、どの程度の支援（配慮の度合や頻度等）を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> 興味や関心が優先したり、適切な意思表示ができなかったり、判断能力が不十分だったりする等により、不適切な行為がある場合。 		

不適切な行為	解釈案	<ul style="list-style-type: none"> ・見知らぬ人に対し、過度に親しげな振る舞いをする。（例えば、抱きつく、膝の上に座るなど） ・他人に急に接近したり、のぞき込んだり、体に触ったりする。 ・うそをつく。 ・断りもなく人の物を持ってきてしまう、盗む。 ・感情のコントロールに困難があり、些細な出来事で直ぐにかんしゃくをおこしたり、周囲の人とトラブルになりやすい。 ・意図的に保護者や職員等に逆わず反抗する。また、過度な要求をする。 ・SNSなどで不適切な内容を発信したり、見知らぬ誰かと通信したりする。 ・自慰行為がある。 ・過度に人や物の臭いを嗅ぐ行為がある。 ・不適切な場所で排便・放尿がある。 ・意思が伝えられないために、友達を叩いてしまう、物を投げるなどの行為で表現する。 		
		支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
⑩ 突発的な行動	目的	日常生活における行動上の危険性で、どの程度の支援を必要としているかを確認する。		
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・関心が強い物や人（対象が明確でない場合も含む。）を見つけたら、突然気になる方へ走って行ってしまったり、突発的な行動がある場合。 ・危険の認識が弱く、道路への飛び出しや自分の身体能力を超えた高さから飛び降りる等の行為がある場合。 		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・手にしたものを突発的に投げてしまう。 ・気になるものや事柄があると、大人から勝手に離れてしまい、迷子や行方不明になることがある。（常に見守りや防止するための環境設定が必要） ・気になることがある場合に、手を繋いでいても振り切り、気になる方に行ってしまう場合がある。 ・危険の認識が弱く、突発的に道路に飛び出したり、自分の身体能力を超えた高さから飛び降りる、熱いものなど危険なものに手を出してしまう。 		
⑪ 過食・反すう等	目的	支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・過食や過飲、拒食、反すう等、食に関する行動上の問題がある場合。 ・食に関して特別な配慮事項がある場合。 		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ○食に関する行動上の問題 ・過食、拒食（例：異常な量を食べる、環境の変化によって食べられなくなるなど）がある。 ・口に入れたものを飲み込まず、口に溜めたままにする。 ・際限なく水を飲み続ける。 ・極度な偏食（例：白米だけが食べない等、特定の物だけしか食べない）あり、食事面で配慮している。 ・嘔吐を繰り返す。 ○食に関する特別な配慮 ・アレルギー食対応、宗教食対応が必要。 ・咀嚼（噛む行為）・嚥下（飲み込む行為）の課題があり配慮が必要。（例：きざみ、ミキサー食など） 		
⑫ てんかん	目的	支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
	解釈	過去にてんかん歴なし	てんかんの経過観察あり	てんかんの診断あり
	具体例		<ul style="list-style-type: none"> ・服薬対応までしていないが、てんかんの経過観察を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・てんかんの診断がある（薬で発作を予防している場合も含む）。 ・発熱時に抗けいれん座薬等で対応をしている。 ・薬の服用状況の確認を常に行っている。
⑬	目的	支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・気分が憂鬱で悲観的になったり、時には抑鬱気分により思考力が低下し、考えがまとまらないため、日常生活に支障をきたす場合。 ・気分の高揚により、様々なことを思いつき、次々と行動に移すが、注意力が散漫であるため、その結果は失敗に終わること多く、社会生活に影響を及ぼす場合。 <p>※「そう」または「うつ」の、どちらかだけの行動に該当でも差し支えない。</p>		

そ う づ つ 状 態	具体例	<p>○うつに関連する行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前後の脈絡なく急に泣いたり、笑ったりする。 ・日常の活動への興味や意欲が感じられない。 ・自殺企図がある。 ・気分安定剤などの薬物を使用している。 ・睡眠に課題がありリズムが崩れやすく、睡眠が安定しない、まとまった睡眠がとれない。 (例：入眠できない、夜中に何度も目を覚ます、昼夜逆転等) ・睡眠障害に関する診断や治療をしている。 <p>○そうに関連する行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気分の高揚 ・社交性の増大 ・多動・多弁 ・過度な興奮状態 ・怒りやすい 		
		支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
⑭ 反 復 的 行 動	目的	日常生活において行動上、どの程度の支援（配慮の度合や頻度等）を必要としているかを確認する。		
	解釈	・ある考えに固執し、特定の行為を反復したり、儀式的な行為にとられる等により、動作に時間がかかり日常生活に支障が生じる場合。		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・物や行為にこだわり特定の行為を反復する（例：言葉やTVのフレーズを繰り返し話す、機械類をずっと見ていたり、気になると時や場所を選ばず寄って行ってしまふ、特定の玩具でしか遊ばない。） ・スケジュールや物の置く位置などが変わると混乱し元に戻すように求めたり、戸の開閉を過度に気にしきちんと閉まっていないとパニックを起こすため配慮が必要。 ・自分の気になることを、何度も聞き返す。 ・くるくる回るものやキラキラするものに集中し、動けなくなることがある。 ・回る物や紐などを常に持ち、それらを常に動かしている。 ・上半身を前後に揺らす、ジャンプを繰り返すなどがあり、時と場所に応じて配慮している。 ・日常生活の中で、決まったルーティン（例：服を着る順番が決まっているなど）を行わないと次の行動にうつれない。 ・日常生活の中で、決まった道以外を通るとパニックになる。 		
⑮ 対 人 面 の 不 安 緊 張 ・ 集 団 へ の 不 適 応	目的	支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
	解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・人との関係で緊張状態になり、集団生活の場面に参加できなかつたり、参加しても行動に移せない場合。 ・緊張状態が強く、身体症状が出ている場合。 ・感覚に過敏さがあるため、特定の物しか食べられない、着ることができないなど配慮が生じる場合。 <p>※一定期間にわたって引きこもり状態である場合は、「常に支援が必要」を選択。</p>		
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間学校へ行けなかつたり、事業所の中に入れなかつたり、家に引きこもっている状態。 ・全くもしくは短時間しか集団参加できず個別に対応が必要。 ・新しい場所など慣れない場所に行くと動けなくなり、会話ができなくなる。 ・不安緊張が高まるとその場にいられなくなる、もしくはその場で動けなくなってしまう。 ・アイコンタクトが乏しく（話しているときや話しかけられているときに相手の顔を見ない）配慮を必要としている。 ・チック（目をパチパチさせたり、「オッ」など意図しないで声が出てしまうなど）など身体症状にあらわれている場合。 ・爪かみ、指しゃぶりがあがる。 ・緘黙がある。 ・ファンタジーの世界に入ってしまう、やりとりが成立しない。 ・感覚過敏により日常生活への適応に困難があるため配慮が必要。（例：温度、食感、音が過剰に聞こえる、つま先立ちで歩く、光や色を過剰に感じる、皮膚感覚が過敏で同じ服しか着ることができないなど） 		
⑯ 読 み 書 き	目的	支援不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
	解釈	・何らかの支援がなくても、文字の読み書き及び意味の理解ができる場合。	・文字の読み書き及び意味の理解の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を含む）が必要な場合。	・文字の読み書き及び意味の理解に関して全面的に支援が必要な場合。
	具体例		・一部理解はできるが、見守りや口頭で補足の説明が必要。 ・書くことはできないが、パソコン等の代用手段を使用すればできる場合。	・文字では理解できず、コミュニケーションツールを使用することで理解できる。 ・文字に興味を示さない。 ・学習障害の診断がある。 ・外国語でのコミュニケーションが必要なために、翻訳を行なっている。